

京都会館の建物価値継承に係る検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都会館は、東山を望む素晴らしい都市景観の中に、琵琶湖疏水をはじめ、美しい庭園群や文化財、美術館などの文化・交流施設が集積した岡崎地域の重要な構成要素である。また、京都会館は建築後50年を経過し、市民の愛着も強く、建築的な評価も高い建物である。京都会館の再整備を行うに当たっては、京都会館再整備基本計画に基づき実施する基本設計において、現在の岡崎地域の風致・景観の向上に寄与するとともに、既存の建物価値を継承することができるよう検討を行うことが必要なため、京都会館の建物価値継承に係る検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、日本を代表するモダニズム建築として評価の高い京都会館の建物価値を検証し、次代に継承していくため、建て替えを行う第一ホールをはじめとする外観デザイン等について検討を行う。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理し、委員長及び副委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が存在しないときの検討委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課及び都市計画局公共建築部企画設計課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。(平成23年9月16日文化市民局文化芸術担当局長決定)